

島根県商業・サービス業外貨獲得支援補助金交付要綱

制定 令和8年5月1日

(通 則)

第1条 島根県商業・サービス業外貨獲得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助目的)

第2条 本補助金は、商業・サービス業等の事業者が、県外の大消費地など新たな市場の開拓や、インターネット販売（以下、「EC」という。）事業の強化による外貨獲得を目指す取組に係る経費の一部を補助することにより、県内事業所の雇用の維持・拡大又は付加価値の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業・サービス業等 日本標準産業分類（令和5年7月改定）に掲げる産業のうち、別表1に定める産業分類に属する事業を行う者であって、島根県内に主たる事業所を有する者をいう。
- (2) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に掲げる者であって、島根県内に主たる事業所を有する者及び中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に掲げる者であって、島根県内に主たる事業所を有する者をいう
- (3) 中小企業者 中小企業支援法第2条第1項に掲げる者であって、島根県内に主たる事業所を有する者をいう。

(事業区分)

第4条 補助金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 県外進出支援事業
 - ① 県内本社整備
 - ② 県外拠点整備
- (2) EC支援事業

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 県外進出支援事業

県外展開に際して必要となる本社機能等の強化に係る取組もしくは県外店舗等の立ち上げに係る取組で、次の要件をすべて満たす事業。

ア 島根県と県境等で隣接する市町村のうち、平成の大合併前の旧市（米子市、境港市）以外への進出であること。ただし、既に出店している都道府県において2店舗目以降を出店する場合、5店舗目までを補助対象とする。

イ 県内の雇用が1人以上増加すること、又は県内の雇用を維持しつつ人件費が一定程度増加すること。

ウ 雇用を維持しつつ、付加価値額が一定程度増加すること。

(2) EC支援事業

既存EC事業の拡充に係る取組で、次の要件を満たす事業。

ア 補助事業完了後3年以内に「①年20,000千円以上の売上増」もしくは「②直近の売上と比べて1.5倍以上となる売上」のいずれかの金額の高い方を達成する計画であること。

イ EC事業における売上の県外比率を50%以上にする計画であること。

(補助対象経費及び補助対象期間)

第6条 補助対象経費の科目は別表2のとおりとし、内容については別途「商業・サービス業外貨獲得支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）」で定める。補助率、補助上限及び補助下限は、別表3のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の額は対象事業ごとに定める上限額を限度とし、相互の流用は認めない。

4 補助事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までとする。

(補助事業者)

第7条 事業を実施しようとする事業者は、次の共通要件の全て及び個別要件を満たす商業・サービス業等の事業者とする。

(1) 共通要件

ア 県内で1年以上支援対象事業を営んでいること。

イ 県内で5人以上の雇用があること。

ウ 島根県税の滞納がないこと。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）ではないこと。

オ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。

ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。

コ 日本標準産業分類大分類における農業、林業及び漁業を行う事業者でないこと。

サ 競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。

シ 競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。

ス 芸ぎ業を行う事業者でないこと。

セ 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。

ソ 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。

タ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

チ 事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

(2) 個別要件

EC支援事業を実施しようとする事業者は、既にEC事業を営んでいる中小企業者であり、次の要件を全て満たす商業・サービス業の事業者とする。

ア 既存のEC事業の売上が年20,000千円以上であること。

イ 直近の決算において、債務超過ではないこと。

ウ 直近2期の決算において、経常利益が連続して黒字であること。

(事業の申請)

第8条 事業を実施しようとする事業者は、実施要領に定める方法で、県へ申請しなければならない。

(補助金交付の申請)

第9条 前条の規定により採択を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて別に定める期日までに、県に申請しなければならない。

(補助金交付の決定)

第10条 県は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、交付決定の内容又は条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から10日以内に県へ補助金交付申請の取下げ(様式第3号)を申請することができる。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更等)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ県へ補助事業の変更申請書(様式第4号)を申請し、その承認を受けなければならない。ただし、別表4に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

2 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認の可否の回答(様式第5号)を通知する。

(補助事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業の中止(廃止)申請書(様式第6号)により、県の承認を受けなければならない。

2 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認の可否の回答(様式第7号)を通知する。

(遂行状況報告)

第15条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書(様式第8号)によって、県へ10月15日までに報告しなければならない。ただし、9月30日までに事業が完了した者は除く。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する日又は補助対象期間の末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式9号)を県へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 県は、前条の報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定し、補助金の支払いを行うものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第18条 県は第13条の規定に基づく申請を受けたとき、第14条の規定に基づく申請を受けたとき又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条の補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、要綱又は法令若しくは要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(財産の管理及び処分)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(取得価格が50万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品その他の財産に限る。以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(様式第10号)を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、県へ処分承認申請書(様式第11号)を申請し、承認を受けなければならない。
- 3 県は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分承認適否の回答(様式第12号)を補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分することによって、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める耐用年数を経過している場合を除く。

(補助金の返還)

第20条 県は規則第14条に基づき交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されている場合は、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 県は、前項の取消事由がない場合で、交付決定日から5年未満での補助対象事業の廃止の場合は、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

3 県は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

4 県は、第1項および第2項の規定によらず、補助事業完了後、県が定める期日までに補助要件となる県外店舗を開店しなかった補助事業者に対し、期日を定めてその返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係わる補助金等の最後の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までに日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 県は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(効果報告)

第22条 事業者は、補助事業が完了した年度の終了後5年間、毎年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第13号）を県へ報告するものとする。ただし、その日までに直近1期の決算書が作成されていない場合、その決算書の作成後遅滞なく報告するものとする。

(県内中小企業者への優先発注)

第23条 事業者は、補助事業の実施に際して県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

(交付の条件)

第24条 補助金の交付にあたっては、第7条から第21条までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する補助金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 事業者は、補助金に係る法令、規則、交付要綱その他関連通知に従わなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

(補助金の公表)

第26条 県は、補助事業の内容等について、補助事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

(調査)

第27条 県は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(雑則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

商業・サービス業等

日本標準産業分類
大分類 D. 建設業
大分類 G. 情報通信業のうち ・ 中分類 41 映像・音声・文字情報制作業
大分類 H. 運輸業、郵便業
大分類 I. 卸売業、小売業
大分類 J. 金融業、保険業のうち ・ 中分類 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
大分類 K. 不動産業、物品賃貸業
大分類 L. 学術研究、専門・技術サービス業
大分類 M. 宿泊業、飲食サービス業
大分類 N. 生活関連サービス業、娯楽業
大分類 O. 教育、学習支援業のうち ・ 中分類 82 その他の教育、学習支援業
大分類 P. 医療、福祉のうち ・ 小分類 835 施術業 ・ 中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業
大分類 Q. 複合サービス事業のうち ・ 中分類 87 協同組合（他に分類されないもの）
大分類 R. サービス業（他に分類されないもの）のうち ・ 中分類 88 廃棄物処理業 ・ 中分類 89 自動車整備業 ・ 中分類 90 機械等修理業（別掲を除く） ・ 中分類 91 職業紹介・労働者派遣業 ・ 中分類 92 その他の事業サービス業 ・ 中分類 95 その他のサービス業

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象経費

事業区分	事業メニュー	補助対象経費
(1) 県外進出支援事業	① 県内本社整備	【県内本社と県外店舗等を結ぶ、各種運営・管理システムの整備等、県内本社の機能強化に係る経費】 ＜対象経費＞人事、経理、商品管理、在庫管理等のシステム構築又は改修費、システム関連機器の購入費又はリース費、備品購入費、改修費
	② 県外拠点整備	【県外店舗等の整備に係る経費】 ＜対象経費＞広報費、印刷製本費、借損料、消耗品費、旅費、備品購入費、改修費、人材採用経費
(2) E C 支援事業		【既存 E C 事業の拡充に併せて、既存店舗、自社 HP、物流システムの改修等、売上拡大に必要な取組に係る経費】 ＜対象経費＞広報費、印刷製本費、備品購入費、改修費、人材採用経費

別表 3 (第 6 条関係)

補助率、補助上限及び補助下限

事業区分	事業メニュー	補助率	補助上限 (補助下限)
(1) 県外進出支援事業 (※ 1)	① 県内本社整備	1/2 以内 (ただし、大企業 は 1/4 以内)	3,000 千円 (100 千円) (※ 2)
	② 県外拠点整備		
(2) E C 支援事業 (※ 3、4)		1/3 以内	1,000 千円 (100 千円)

※ 1 ①、②を併用する場合は 1 事業者あたり上限額を 6,000 千円とする。

※ 2 ただし、既に出店している都道府県へ 2 店舗目以降を出店する場合、同一都道府県内において 5 店舗目までの出店を補助対象とし、補助上限を 1,000 千円とする。

※ 3 ①、②いずれか一方と(2)を併用する場合は、1 事業者あたり上限額を 4,000 千円とする。

※ 4 ①、②及び(2)を併用する場合は 1 事業者あたり上限額を 7,000 千円とする。

別表4（第13条関係）

補助事業の軽微な変更

変更事由	軽微な変更該当する場合
内容の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるとき・ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるとき
経費の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 同一事業区分の中に配分された補助対象経費の額の20パーセント以内の流用増減であるとき

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。